

# 平成28年三重県議会定例会

## 防災県土整備企業常任委員会説明資料

### ◎所管事項説明

1 「平成28年版成果レポート」に基づく今後の『県政運営』等に 係る意見」への回答について（防災対策部主担当分）	1
2 熊本地震の課題と今後の対応について	2
3 三重県版タイムライン（仮称）について	5
4 津地方気象台との連携強化について	7
5 平成28年度三重県・津市総合防災訓練について	8
6 審議会等の審議状況について	11

平成28年10月6日

防災対策部

# 1 「『平成28年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

## 第2編(第二次行動計画の取組)

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
111	災害から地域を守る人づくり	防災対策部	平成27年度の自主防災組織の実践的な訓練実施率が前年度より下がっている。南海トラフ地震発生の可能性が高まっているなか、市町への働きかけに取り組まれたい。	地域防災力の向上を図るため、平成27年度から、地域防災の中核を担う消防団と自主防災組織の連携強化と隙間のない災害対応の実施を目的として、「ちから・いのち・きずなプロジェクト」事業に取り組んでいます。 加えて、活動実態のない自主防災組織の活性化や自主防災活動の底上げを図るために、防災技術指導員を中心に、各市町や地域に対し、積極的に働きかけを行っているところです。 本年度は、4月に発生した熊本地震の状況もふまえ、市町や地域と連携し、地域特性に応じた訓練等の防災活動が実施されるよう、県として、より一層の支援を行っていきます。
			消防団と自主防災組織の連携強化促進事業について、モデル地区での取組を、他地域にも広がるよう取り組まれたい。	平成27年度にモデル地区を1地区（鈴鹿市稻生地区）選定し、消防団と自主防災組織の役割分担についての検討をはじめたところですが、それらの活動内容や役割分担については各地域に応じたものである必要があることから、今年度、さらにモデル地区2地区を選定し、検討を加えていきたいと考えています。 今後はそれらの取組内容を検証し、県内各地域に示していくことで、消防団と自主防災組織の連携による地域防災力の向上方策について、モデル地区での取組を参考に各地域への拡大を図っていきたいと考えています。
112	防災・減災対策を進める体制づくり	防災対策部	昭和55年以前の未耐震住宅の解体・除却への補助について、熊本地震による被害で関心が高まっていることもあり、ひとつでも多く対応できるよう取り組まれたい。	住宅除却に係る国からの交付金については、各市町から要望を聴き取り、執行見込みに応じ、計画的に配分を行っています。 今後も市町に執行見込み状況を確認し、執行確実な案件から優先して対応するとともに、予算が不足する場合は、国に対し、市町の実情を説明する等、予算の増額要望を行っていきます。
			消防団員数の確保だけではなく、出動率も課題となっており、消防団応援制度の取組をすすめることや、消防団員を雇用している事業所の理解を得るための取組についても検討されたい。	消防団への入団促進や消防団活動の活性化のためには、消防団員が雇用されている事業所の理解が必要不可欠であり、事業所の理解を真に深めるためには、消防団の役割や意義が地域ぐるみで広く理解されることが重要であると考えています。 そのため、「ちから・いのち・きずなプロジェクト」を実施し、消防団応援制度の構築に取り組んでいきます。 また、事業所の理解が深まる取組についても検討を続けていきたいと考えています。

## 2 熊本地震の課題と今後の対応について

### 1 熊本地震を踏まえた課題と対応の検討

今年4月に発生した熊本地震を受けて本県では、4月18日に全庁一体となって支援する「平成28年（2016年）熊本地震対策庁内連絡会議」を設置し、人的、物的支援を継続することとしました。また、8月には庁内ワーキンググループを設置し、現地への支援を行った県職員、市町及び学識経験者から意見を聞くとともに、熊本県での現地調査を行って把握した問題点を、地域防災計画、新地震・津波対策行動計画の取組内容や進捗度と照らし合わせ、熊本地震の課題を整理してきました。

その結果、新たに対応が必要なもの、既に取組は進めているがより一層の取組が必要なものに分けて対応の方向性をまとめました。

### 2 主な課題

熊本地震を踏まえて対応すべき課題については、①建築物の損壊への対応、②物資調達、③避難所運営、④受援体制、⑤防災専門職員の養成、⑥罹災証明及び被害認定調査、⑦情報提供の7項目を抽出しました。

そのなかで、新たに対応を要する課題として、以下の項目を抽出しました。

- 耐震不足の庁舎等の重要拠点の被災による業務の停滞
- 困難な物資のニーズ把握
- 避難所外避難者の支援の不備

また、既に取組を進めているものの、より一層の取組が必要な主な課題として、

- 物資の滞留・供給の遅れ
- 発災直後の物資不足
- 災害時要援護者の支援の不備
- 広域応援時の受援体制の不備
- 専門的知識や経験を有する自治体職員の不足

などを抽出し、県あるいは市町の主体別に、主な取組方向やその進め方を整理しました。

### 3 今後の進め方

熊本地震を受けて整理した課題の対応については、できるものから速やかに実施するとともに、関係機関等との調整が必要な項目については、遅くとも平成29年度末までに実施することとしています。

# 熊本地震を踏まえた今後の本県の対応の方向性

## 熊本地震を踏まえて、新たに対応が必要なもの

熊本地震での問題点	今後の対応の方向性	主担当部等
第1 建築物の損壊への対応 2 耐震不足の庁舎等の重要拠点の被災による業務の停滞	平成28年度：県災害対策本部の代替施設の選定を行い、地域防災計画等に明記【県】 平成28年度～29年度：県地方災害対策部の代替施設の選定を行い、地域防災計画等に明記【県】	防災対策部
第2 物資調達 1 困難な物資のニーズ把握 ・困難な避難所のニーズ把握 ・避難所との連絡手段の不備 ・iPadシステムの導入によるニーズ把握の一時停滞・混乱 ・避難所のニーズに合わない支援物資	ニーズ把握のためのアプリやWebシステム等の国検討状況を随時把握し、市町と情報共有を図り、具体的な運用方法を検討し、地域防災計画に明記【県・市町】	防災対策部 地域連携部
第3 避難所運営 2 避難所外避難者の支援の不備 ・困難な車中避難者等の把握 ・車中避難者の健康悪化 ・テント避難者の支援の不備	平成28年度：車中避難者の把握方法等について検討し、三重県避難所運営マニュアル策定指針に反映【県】 平成29年度：避難所外避難者の支援について、地域防災計画に明記【県・市町】	防災対策部

## 既に取組は進めているが、熊本地震を踏まえて、より一層の取組が必要なもの

熊本地震での問題点	今後の対応の方向性	主担当部等
第1 建築物の損壊への対応 1 旧耐震基準住宅の甚大な被害	平成28年度～29年度：住宅耐震化促進のための啓発については、引き続き、県・市町と関係団体が連携し、戸別訪問による所有者への直接的な働きかけを行っていく。特に市町が定める重点区域における戸別訪問を強化【県・市町】 第三者委員会からの報告書をもとに今後示される国の方策に、適切に対応【県・市町】	国土整備部
2 耐震不足の庁舎等の重要拠点の被災による業務の停滞	県立学校の非構造部材の耐震対策については、未対策箇所の対策手法とその実施時期の再検討を行い、早期の完了を目指して計画的に取り組む。屋内運動場等の天井等落下防止対策については、早期に対策が完了できるよう、実施時期等について該当の学校との調整を進めるなど、計画的に取り組む【県】 市町災害対策本部の代替機能の確保や、市町業務継続計画の策定促進【市町】	教育委員会 防災対策部
第2 物資調達 2 物資の滞留・供給の遅れ ・物資の受入態勢の不備 ・物流事業者等の専門家との連携不足 ・物資の過不足に係る情報発信の不足 ・物資の保管手順の不備及び保管場所の不足 ・資機材の不足 ・対応が困難な小口支援物資 ・避難所への物資の供給手順等の不備	広域受援計画(国・他県の支援を受ける場所(拠点)と量を定める県計画) 平成28年度：県の6つの広域物資拠点(広域防災拠点)のそれぞれの役割の決定【県】 平成29年度：県と市町の物資拠点の役割を踏まえ、受援する拠点と量を決定し計画策定【県】 物資拠点活動要領(各拠点における活動マニュアル) 平成28年度：県広域物資拠点を1拠点選定し活動要領策定【県】 平成29年度：県の残り5つの広域物資拠点の活動要領策定【県】 県の活動要領を市町と情報共有【県・市町】 救援物資部隊活動要領(災害対策本部の部隊の活動マニュアル) 平成28年度：県災害対策本部の救援物資部隊活動要領策定【県】 平成29年度：県の活動要領を市町と情報共有【県・市町】 その他の取組 平成28年度～29年度：物資拠点の資機材整備【県】	防災対策部 地域連携部 防災対策部
3 物資拠点の不足 ・市町村の物資拠点の不足 ・代替施設の不足	県と市町で個人(家庭)備蓄の啓発を実施【県・市町】	防災対策部
4 発災直後の物資不足	平成28年度：公的備蓄のあり方について、県と市町で、役割分担等の検討を行い、地域防災計画に明記【県・市町】 平成29年度以降：備蓄の実施。併せて、県においては、流通備蓄の実効性についても確認【県・市町】	防災対策部
第3 避難所運営 1 災害時要援護者の支援の不備 ・避難行動要支援者の把握と福祉避難所の指定の不備 ・福祉避難所の周知不足 ・開設が困難な福祉避難所	平成28年度：避難行動要支援者名簿の作成【市町】 ・福祉避難所の連絡体制整備等の状況調査を行うとともに、市町による福祉避難所運営マニュアルの策定促進【県・市町】 平成29年度：支援者への名簿の提供が行われるよう取組を促進【県・市町】	防災対策部 健康福祉部
3 避難所運営体制の不備 ・住民主体による運営の認識不足 ・ボランティアとの連携不足 ・プライバシーの確保の不備 ・女性への配慮の不備 ・外国人への配慮の不備 ・ペット問題 ・支援物資に係る避難者への周知不足 ・保健衛生の確保の不備	平成28年度：平成25年3月に男女共同参画の視点や、高齢者、障がい者、子ども、外国人等の要援護者にも配慮した避難所となることを目指して改定した三重県避難所運営マニュアル策定指針を活用した避難所毎の運営マニュアルが作成されることを目指し、避難所開設訓練やHUGなど避難所運営に関する取組を促進【県・市町】	防災対策部
第4 受援体制 1 広域応援時の受援体制の不備 ・応援職員の受入態勢・活用方針の不備 ・応援職員に対する指揮命令系統の不備 ・応援職員の活動状況に係る国と自治体との情報共有不足	平成28年度：県災害対策本部の受援体制の概要の決定【県】 平成29年度：県災害対策本部の受援体制の活動内容の決定【県】	防災対策部

# 熊本地震を踏まえた今後の本県の対応の方向性

既に取組は進めているが、熊本地震を踏まえて、より一層の取組が必要なもの

熊本地震での問題点	今後の対応の方向性	主担当部等
第5 防災専門職員の養成 1 専門的知識や経験を有する自治体職員の不足	平成28年度：防災業務に従事した経験のある職員名簿を作成。名簿は随時更新【県・市町】 スペシャリストコース平成29年度以降の募集に向けて、コースの設定内容や必要人數等について見直し【県】	防災対策部
第6 罹災証明及び被害認定調査 1 罹災証明書の交付及び住家の被害認定調査の遅延 ・罹災証明書の交付及び住家の被害認定調査の知識等を有する職員の不足 ・不統一な調査 ・制度等の周知不足 ・調査結果の煩雑な処理方法	平成28年度：罹災証明書の交付、住家の被害認定調査に従事した経験のある職員や研修を受講した職員の名簿を作成するとともに、発災時には住民に対し、制度等を周知。名簿は随時更新【県・市町】	防災対策部
第7 情報提供 1 住民に対する情報提供の遅れや不正確な情報提供による混乱	平成28年度：文字情報に加え、新たに地図等を用いた情報提供や、市町からの緊急速報メールを一括配信できる新たな防災情報プラットフォームを構築【県】 平成29年度：平成29年4月からの新たな防災情報プラットフォームの運用開始と併せて、気象警報等の情報については、SNSを活用し自動配信。その他SNS等による活用については、県災害対策本部からの情報提供のあり方と併せて検討【県】 平成28年度：多様な情報提供手段の事例を市町と情報共有【県・市町】	防災対策部

## 【平成28年度 今後の主なスケジュール(予定)】

- ・平成28年10月4日 三重県市町等防災対策会議  
熊本地震の課題及び今後の対応の方向性の共有
- ・平成28年12月 第1回防災・減災対策検討会議  
次期行動計画等の策定方針案について、学識経験者等による議論
- ・平成29年3月22日 三重県防災会議  
「地域防災計画」の修正及び「次期行動計画構成案、重点事項」の説明
- ・平成29年3月下旬 三重県市町等防災対策会議  
平成28年度の取組結果及び平成29年度の取組方針の共有

### 3 三重県版タイムライン（仮称）について

台風など発災前から予測できる災害に対し、事前対策として被害の最小化へつなげるため、発災前から「いつ、誰が、何をするか」を時系列に整理した「三重県版タイムライン（仮称）」を策定します。

#### 1 策定の趣旨、目的

台風等が頻発化、強大化する近年の気象現象に対応するため、より一層きめ細かな対策が求められるとの考え方から、災害の発生が想定される数日前からの防災対応を定めた防災行動計画、いわゆるタイムラインを導入することとしました。

タイムラインは、数日前から規模や進路についてある程度予測が可能な台風に対し、到達までの時間を生かした事前対策に万全を期することで、防災および減災効果を高めようとするものです。

#### 2 各種計画による位置付け

発災後に取り組むべき対策を中心に構成されていた「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」を平成27年3月に改正し、災害発生が予測された時点で行う事前対策を整理し、「タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策」を新たな章として設け、「三重県版タイムライン（仮称）」を策定することとしています。

#### 3 基本的な考え方

##### （1）運用時間「いつ」

運用時間は、本県に上陸する可能性のある台風が発生してから、台風が本県を通過し、県災害対策本部を廃止するまでとします。

##### （2）取組主体「誰が」

取組主体は、県災害対策本部に関係する県庁部局および地域機関とし、県の災害対策活動の中で活用を図ります。

##### （3）行動項目「何をするか」

県災害対策本部設置後の対策だけではなく、各関係部局が行っている事前にすべき対策を洗い出し、その内容を行動項目として整理します。

##### （4）市町への水平展開

「三重県版タイムライン（仮称）」の策定後、市町におけるタイムラインの策定を働きかけていきます。

#### 4 今後の進め方について

紀宝町タイムラインを始めとする先行事例の研究、有識者からの意見聴取などを進め、関係部局と連携して策定に取り組み、平成29年度末までの策定完了をめざします。

また、策定後も運用と検証を重ね、より実効性の高い内容に見直していきます。

なお、策定にあたっては、津地方気象台と「県防災施策に関する研究会」を設置し、気象台との連携や支援等について検討していきます。

## 4 津地方気象台との連携強化について

平成28年9月2日、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が、「政府関係機関移転基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、津地方気象台の防災支援等の機能の充実強化について、他の中央省庁分とあわせて公表しました。

### 1 「基本方針」の概要

本年3月末、「基本方針」が内閣官房まち・ひと・しごと創生本部で決定され、本県から提案した気象庁の移転については、次のとおりとされました。

機関名	政府関係機関移転基本方針の概要
気象庁	移転検討の対象外とする ※必要に応じ、三重県と協議し、津地方気象台の防災支援等の機能の充実強化について検討し、本年8月末までに具体的な結論を得る

### 2 基本方針をふまえた連携強化

津地方気象台の防災支援等の機能の充実強化について、本年4月以降、協議を重ね、県と津地方気象台との連携強化について、次のとおり取りまとめました。

#### （1）津地方気象台から三重県災害対策本部への職員派遣【新規】

三重県災害対策本部を設置した際、県と気象台で協議のうえ、必要と判断した場合に気象台から職員を派遣し、専門的な助言を行う等災害対策の充実を図る。

#### （2）「県防災施策に関する研究会」の設置【新規】

「三重県版タイムライン（仮称）」の策定に係る連携のあり方や、策定の進め方、策定後の運用面での支援等について検討する。

#### （3）三重の地域防災力向上のためのみえ防災・減災センターと津地方気象台との連携【継続・拡充】

気象台が実施する防災知識の普及啓発事業を、みえ防災・減災センターが展開する防災人材の育成や啓発事業と連携させ、一体的に実施することで、より高度な知識を有する人材の育成や内容の充実した啓発を図る。

#### （4）学校における防災教育・防災対策推進のための連携【継続・拡充】

県教育委員会が実施する防災教育・防災対策に関する研修会等に、気象台から職員派遣を行う。

### 3 今後の対応

今後は取りまとめられた連携内容について、具体的な取組の検討を行い、さらなる地域防災力の向上をめざしていきます。

## 5 平成 28 年度三重県・津市総合防災訓練について

### 1 訓練基本方針

- (1) 地域防災計画で定める「地域の災害特性」「住民参加」「関係機関との連携」の3つの視点を基本に、熊本地震で発生した避難所運営に係る課題も踏まえ、今年度の訓練テーマは「被災者支援拠点機能の充実」とし、津市と合同で実施します。
- (2) 訓練にあたっては、各種協定締結団体や県内大学、地区医師会等、幅広い分野からの参画を得て、実践的な訓練を実施します。

### 2 訓練日時・場所・想定

- (1) 日 時 平成 28 年 11 月 13 日 (日) 8:00~12:00
- (2) 場 所 津市立南が丘小学校、津市立南が丘中学校  
津市内津波避難ビル、津市防災物流施設、安濃中央総合公園、  
ジャパンマリンユナイテッド株式会社津事業所、  
三重県伊賀広域防災拠点 ほか
- (3) 主 催 三重県、津市、三重県消防長会
- (4) 想 定 南海トラフ地震 (平成 28 年 11 月 13 日 8:00 発生)  
県内は最大震度 7、大津波警報発表

### 3 参加規模

- |          |   |                        |
|----------|---|------------------------|
| (1) 参加機関 | 自主防災組織、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、医療機関、<br>各種協定団体等 | 約 110 機関               |
| (2) 参加人数 | 住民 (自主防災組織、中学生等)<br>行政、防災関係機関・団体等       | 約 1,100 人<br>約 1,000 人 |
|          | 計                                       | 約 2,100 人              |
|          |   | (ほかに当日参加の津波避難者多数)      |

### 4 訓練項目

本年度の訓練は、自主防災組織による避難所運営訓練を中心に、訓練テーマである被災者支援拠点機能を充実させる活動を重点的に実施します。なお、特徴のある項目は次のとおりです。

#### (1) 第 1 フェーズ (命を守る) ※発災直後を想定

##### ア 広域津波避難訓練

津市 (修成、育生、藤水地区) 住民 (約 23,000 人を対象) による津波避難

##### イ 避難所開設訓練

南が丘小学校・中学校へ自主防災組織等による避難所開設

##### ウ 住民・自主防災組織・若い力等による初期消火・救出救助、救護訓練

地域住民、南が丘中学校生徒、三重短期大学機能別消防団による初期対応、  
さらに消防・警察・自衛隊、医療機関が連携した活動 など

## (2) 第2フェーズ（被災者支援拠点機能の充実）※発災4日目から3週間を想定

### ア 避難所における被災者支援訓練

津橋南地区防災連絡協議会（南が丘、修成、育生、藤水地区の住民で構成）と関係機関・団体等が連携して、避難所で避難生活を送る被災者だけでなく、自宅や車中泊で避難生活を送る被災者への対応も含めた「被災者支援活動」を実施。

### イ 避難所運営にかかるアセスメントの実施

避難所の生活環境に関する「避難所アセスメント」を第三者（避難者、被災自治体以外）が中心となって実施し、その分析結果を津橋南地区防災連絡協議会・行政・関係機関・団体等が支援活動を調整する会議「あのつ会議」で提示。

### ウ 広域物資搬送訓練

三重県トラック協会や民間事業者等と連携して実施。陸路及び空路は、県外からの支援物資を県伊賀広域防災拠点から津市物資拠点（安濃中央総合公園）経由で避難所へ。

また、海路は、自衛隊や海上保安庁等と連携し、津松阪港（ジャパンマリュナイテッド株式会社所有岸壁）へ陸揚げして、津市防災物流施設（津市伊倉津町）経由で避難所へ。

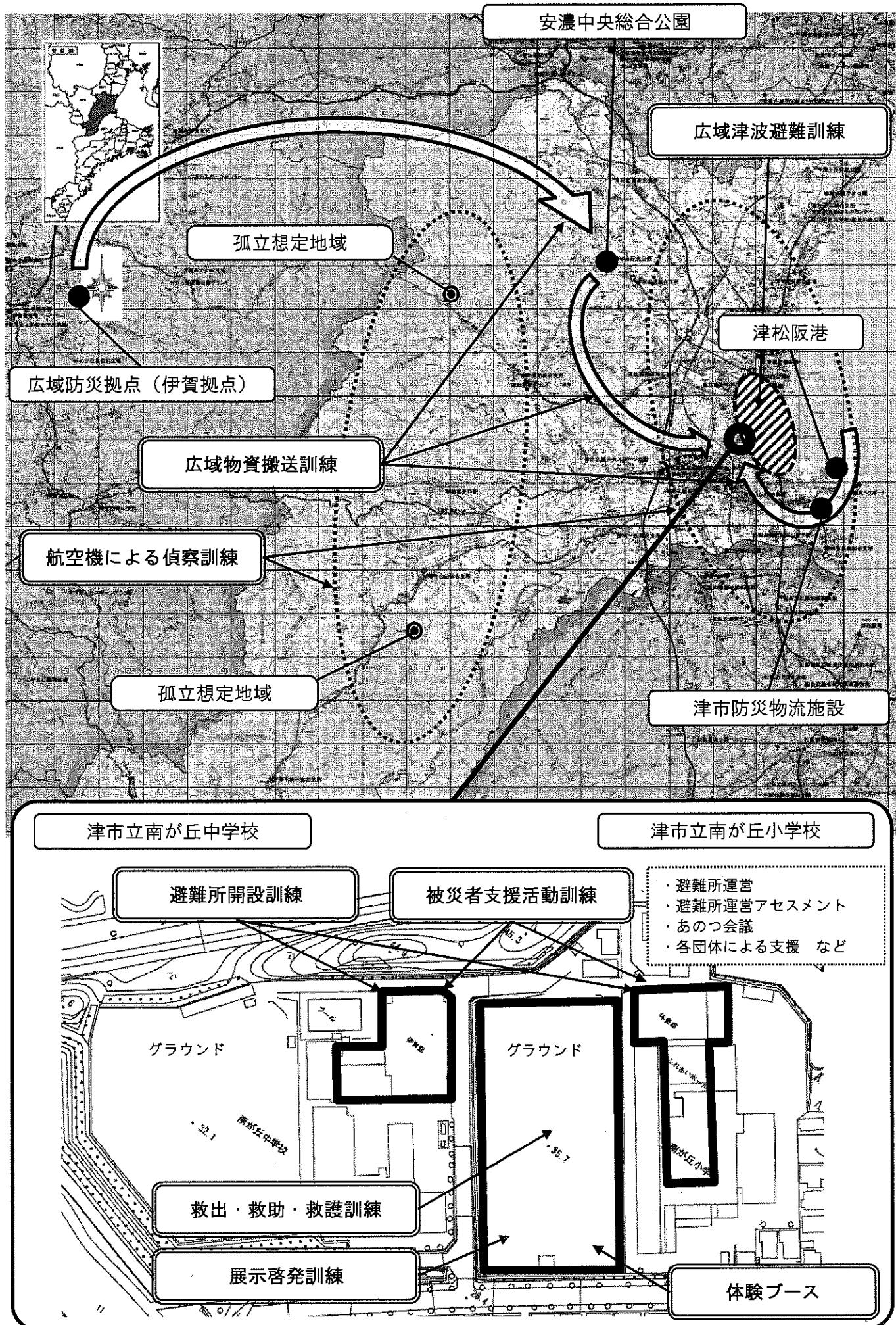
### エ その他

- ・航空機による孤立地域偵察訓練
- ・多言語支援訓練（三重県国際交流財団等）
- ・医療機関による巡回診療（DMA T等）
- ・こころのケア訓練（D P A T等）
- ・行政手続き支援訓練（罹災証明書の申請方法や災害時支援制度の相談）
- ・訓練テーマに沿った防災講話（みえ防災・減災センター）など

## 5 今後の予定

訓練実施に向け、引き続き関係機関と調整するとともに、訓練日の取組だけ終わらせるのではなく、県民及び県内市町への啓発活動により、防災意識を高めることをめざします。

# 平成28年度三重県・津市総合防災訓練 訓練全体位置図



## 6 審議会等の審議状況について

(平成 28 年 6 月 3 日～平成 28 年 9 月 14 日)

### 1 三重県救急搬送・医療連携協議会

1 審議会等の名称	三重県救急搬送・医療連携協議会
2 開催年月日	平成 28 年 7 月 28 日
3 委員	会長 三重大学医学部附属病院長 伊藤 正明 副会長 三重県医師会理事 田中 孝幸 四日市市消防本部消防長 山本 良也 委員 三重県医療審議会周産期医療部会部会長 池田 智明 外 20 名
4 諸問事項	傷病者の搬送及び受入れの実施基準について
5 調査審議結果	・会長及び副会長の選任 ・「救急救命士の資格を有する救急隊員に対して行う就業前教育について」の報告を承認
6 備考	